

仙台市から市内事業者の皆様へ
お知らせです

デジタルスタンプラリー

令和4年度 仙台市商品券事業

参加店募集

発行総額 21億円!

登録料
換金手数料
無料

機器
導入不要!
QRコード
置くだけ

商店街等のお店でお買い物をし、スタンプを貯めた方にデジタル商品券を発行する
商店街等買い回り促進事業(デジタルスタンプラリー)への参加店を募集します。

商店街に加入していないお店でも参加OK!

参加店登録
をすると

お買い物や飲食をした際に
デジタルスタンプが
獲得できる対象店となります。

スタンプラリー達成で発行される
デジタル商品券の
利用対象店となります。

デジタルスタンプラリーの基本ルール

デジタルスタンプを貯めると…



お店で1,000円以上お買い物をすると
スタンプ1つ獲得
※決済方法は問いません。(現金・カード等)

デジタル商品券がもらえる



2,000円分の
デジタル商品券GET!



市内エリアごとにスタンプを4つ貯めると
2,000円分のデジタル商品券を獲得
(上限20,000円)

キャンペーン実施期間

令和4年10月から ※予算がなくなり次第終了

動画はこちら



詳しい説明はこちらの動画をご覧ください



お急ぎください! 参加店登録処理にはお時間がかかります

参加申込受付中!

令和4年12月23日(金)まで

募集要項(抜粋) 詳しくはホームページをご覧ください

| | | | | | | | | | | | |
|--|---|--------------------------|-----------------------|----------------------|-----------------|---|--------------------------------|------------------|---------------|-----------------|--------------|
| <p>参加店の 資格要件</p> <p>※詳しくは専用 ホームページで ご確認ください。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 仙台市内に所在する店舗であること ● 「スタンプ獲得及び商品券利用の対象にならないもの」(裏面)に記載の物品、サービス等のみを取り扱う店舗でないこと ● 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に該当する営業形態の店舗及び公序良俗に反すると判断される店舗でないこと ● 接客にあたる従業員等が、「デジタルスタンプラリー実施要領」(専用ホームページにてご確認ください)に従って対応できること ● 法令及び条例に違反していないこと ● 登録申請者等が暴力団(仙台市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。)または暴力団員等(同条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。)でないこと。 ● 暴力団等反社会的勢力との関係を有していないこと。 <p>※その他市が適当でないと認める場合は参加登録を行わないことがあります。</p> | | | | | | | | | | |
| <p>スタンプ獲得及び 商品券利用の 対象に ならないもの</p> | <table border="0"> <tr> <td>① 来店を伴わない商品の購入(出前、通信販売等)</td> <td>⑥ 月謝、受信料、家賃等の定額料金の支払い</td> </tr> <tr> <td>② 出資や債務の支払い及び金融商品の購入</td> <td>⑦ 国や地方公共団体への支払い</td> </tr> <tr> <td>③ 商品券、ビール券、酒券、図書券等の金券・プリペイドカード、宝くじの購入及び電子マネーのチャージ</td> <td>⑧ たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入</td> </tr> <tr> <td>④ 切手、官製はがき、印紙の購入</td> <td>⑨ 各参加店が指定するもの</td> </tr> <tr> <td>⑤ 仕入れ等の事業資金の支払い</td> <td>⑩ 公序良俗に反するもの</td> </tr> </table> | ① 来店を伴わない商品の購入(出前、通信販売等) | ⑥ 月謝、受信料、家賃等の定額料金の支払い | ② 出資や債務の支払い及び金融商品の購入 | ⑦ 国や地方公共団体への支払い | ③ 商品券、ビール券、酒券、図書券等の金券・プリペイドカード、宝くじの購入及び電子マネーのチャージ | ⑧ たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入 | ④ 切手、官製はがき、印紙の購入 | ⑨ 各参加店が指定するもの | ⑤ 仕入れ等の事業資金の支払い | ⑩ 公序良俗に反するもの |
| ① 来店を伴わない商品の購入(出前、通信販売等) | ⑥ 月謝、受信料、家賃等の定額料金の支払い | | | | | | | | | | |
| ② 出資や債務の支払い及び金融商品の購入 | ⑦ 国や地方公共団体への支払い | | | | | | | | | | |
| ③ 商品券、ビール券、酒券、図書券等の金券・プリペイドカード、宝くじの購入及び電子マネーのチャージ | ⑧ たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入 | | | | | | | | | | |
| ④ 切手、官製はがき、印紙の購入 | ⑨ 各参加店が指定するもの | | | | | | | | | | |
| ⑤ 仕入れ等の事業資金の支払い | ⑩ 公序良俗に反するもの | | | | | | | | | | |
| <p>換金方法</p> | <p>デジタル商品券が利用された店舗の指定口座に、後日換金額を振り込みます。 換金手数料は仙台市が負担しますので、参加店の負担はありません。</p> | | | | | | | | | | |
| <p>参加店 ツールの送付</p> | <p>各店舗で使用する、各種QRコード、取扱マニュアル、参加店表示ステッカー等は、申込時期に応じて各店舗にお送りします。</p> | | | | | | | | | | |

申込に当たっての注意

- スタンプラリーはエリア単位で実施します。商店街エリアを基本としますが、商店街のない地域や、商店街組織に加入していない店舗は「その他」エリアで参加できます。
- **申込に当たっては、専用ホームページに掲載している「募集要項」及び「デジタルスタンプラリー実施要領」を確認してください。**

申込方法

参加店の登録を希望される方は、以下のいずれかの方法で登録申請を行うことができます(登録料はかかりません)。百貨店・ショッピングセンター等、一つの施設内に複数のテナントがある場合は、下記「参加店登録申請書兼誓約書」に一覧表を添付することによりまとめて申請していただくことができます。詳しくは専用ホームページをご確認ください。

| | |
|-----------------------------|---|
| <p>商店街エリアとして 参加する場合</p> | <p>加入している商店街が「エリア」として事業に参加する場合は、商店街を通じて申請を受け付けます。詳しくは各商店街にお問い合わせください。 ※商店街が「エリア」として参加しない場合は「その他」エリアで申請していただくことができます。</p> |
| <p>その他エリアとして 参加する場合</p> | <p>商店街のない地域等の店舗で、「その他」エリアとして参加する場合は、「参加店登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入し、郵送またはFAXにてお送りください。 様式は専用ホームページからダウンロードできます。</p> <p>郵送の場合 【提出先】 〒980-8790 日本郵便株式会社 仙台中央郵便局私書箱200号 仙台市商店街等買い回り促進事業事務局(日専連ライフサービス)</p> <hr/> <p>FAXの場合 【登録申請専用FAX】 022-266-3849</p> |

お問い合わせ

仙台市商店街等買い回り促進事業事務局

HPはこちら



[専用ホームページ]

<https://www.sendai-stamprally.com>

[事業者向け
コールセンター]

022-266-3835